

開発行為に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

開発行為により、遺跡が壊されるか、又は、壊される恐れがある場合は、文化財保護法に基づき、発掘調査などの埋蔵文化財の保護措置を行う必要があります。次のプロセスを御理解いただき、先人の貴重な文化遺産の保護に御協力をお願いいたします。

手 順



● 次のいずれかの回答をいたします。(回答にお時間をいただく場合があります。)

- ① 「周知の埋蔵文化財包蔵地」ですので保護措置が必要です。
- ② 周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、包蔵地の隣接地又は近接地、協力依頼地域ですので、包蔵地に準じて事前の試掘調査に御協力(任意)をお願いします。
- ③ 周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんので事前の調査は必要ありませんが、工事中に遺構や土器等遺物を発見した時は、遅滞なく届出をしてください。
- ④ 「周知の埋蔵文化財包蔵地」とは……埋蔵文化財の存在が知られている土地≡遺跡のこと。

①の場合 ⇒ 事業着工に先立ち、埋蔵文化財の保護措置が必要です。

<この際、工事着手予定日の60日前までに香川県教育委員会に届出(法第93条第1項)が必要です。>

通常、**確認調査**を行い、埋蔵文化財の包蔵状況を確認した上で保護措置の方法についての協議を行うという段階を経ます。

－ 確認調査とは －

開発予定地内において、何ヶ所か小規模な発掘を行い、遺構や土器等遺物の有無を調べたり、遺跡の広がりや深度等を把握する調査のことです。この費用は、原則として市が負担します。

確認調査の結果により、以後の取扱いが変わります。

◆ **開発行為が遺跡に影響を与えないと判断された場合**
慎重工事に対応いただきます。工事中に遺構や遺物を発見したときは、③の場合と同じ取扱いとなります。

◆ **開発行為が遺跡に影響を与えると判断された場合**
影響の程度に応じて、香川県教育委員会から工事立会若しくは発掘調査の指示(法第93条第2項)が出ます。

これに基づき保護措置を実施することとなります。なお、この段階で、開発行為の計画を変更したり中止することもできます。

－ 発掘調査と必要経費について －

発掘調査とは、地下遺構等に影響が及ぶ範囲の発掘を行い、遺跡の状況を詳細に調査・記録し、その後出土遺物の整理を行い、調査報告書を刊行するまでの工程を指します(文化庁平成12年通知)。発掘調査費用に関しては、「開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めること」(文化庁平成10年通知)とされます。本市では本通知に基づき、事業者の経費負担による調査の実施を求めています。ただし、調査のうち、現場監理及び調査から報告書刊行までの諸事務について、事業者と協議・協定の上、本市教委が実施することが可能です。

②の場合 ⇒ 文化財保護法に基づく届出の必要はありませんが、遺跡が存在する可能性が高いと考えられるため、工事着手前に、試掘調査などの御協力をお願いしております。

現状で周知の埋蔵文化財の包蔵地とはなっていませんが、遺跡に隣接又は近接する、あるいは周辺の調査状況から、遺跡が存在する可能性が比較的高いと考えられます。もし工事中に遺跡が発見された場合は、現状を変更することなく届出を提出する必要があるため、工事を中断する必要性が生じる可能性があります。こうした事態を避けるためにも、工事着手前の試掘調査等に御協力をお願いしております。

試掘調査等で遺跡が確認された場合、その土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」となりますので、①の場合と同様の対応をしていただくことになります。

③の場合 ⇒ 文化財保護法に基づく届出の必要はありません。

ただし、工事の最中に遺跡が不時発見される場合があります。

その場合は、現状を変更せず遅滞なく届出(法第96条)をしていただく必要がありますので、高松市文化財課へ速やかに御連絡ください。なお、不時発見の場合は、状況によっては工事を中断して発掘調査を行うことになることも想定されますので、そういった事態を避けるために、周知の埋蔵文化財包蔵地以外であっても、工事着手前の段階で試掘調査を行うこともできます。

お問い合わせは

高松市創造都市推進局 文化財課
高松市番町一丁目8番15号 市庁舎7階
TEL 087-839-2660
又は、高松市埋蔵文化財センター
高松市番町一丁目5番1号 四番丁スクエア内
TEL 087-823-2714